

平成31年度 沼津市測量・建設コンサルタント等
入札参加資格審査申請書の提出要領

入札参加資格審査申請の追加受付を行います。参加資格を得るためには、審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。参加を希望される方は、下記の要領で申請してください。

記

1 登録日

- ① 令和 元年 6月1日
- ② 令和 元年 9月1日
- ③ 令和 元年12月1日

2 受付期間等

提出は持参・郵送のいずれかとする。

【郵送による場合】

(1) 受付期間

- ① 平成31年 4月 1日(月)～平成31年 4月26日(金) (消印有効)
- ② 令和 元年 5月13日(月)～令和 元年 7月31日(水) (消印有効)
- ③ 令和 元年 8月13日(火)～令和 元年10月31日(木) (消印有効)

(2) 提出(郵送)先

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号
沼津市役所 総務課 契約係 行

(3) 郵送方法

- ・封筒の表面左下に**朱書き**で「資格審査申請書類在中」と明記してください。
- ・82円切手を貼付した返信用封筒(定形郵便サイズ)を同封してください。
(受理証を返送いたします)
- ・返信用封筒には、返信先の住所・申請者(法人)名等を必ず記載してください。

【持参による場合】

(1) 受付期間 (受付時間 8:30～12:00, 13:00～17:15)

- ① 平成31年 4月 1日(月)～令和 元年 5月10日(金)
- ② 令和 元年 5月13日(月)～令和 元年 8月 9日(金)
- ③ 令和 元年 8月13日(火)～令和 元年11月15日(金)

(2) 受付場所

沼津市役所財務部総務課(市庁舎3階)(静岡県沼津市御幸町16番1号)

※申請書類の内容を説明できる方がお越しく下さい。

3 資格要件

申請者は次のすべての要件に該当していることが必要です。

- (1) 資格審査基準日（申請する月の1日）において、競争入札に参加しようとする業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業していること。
- (2) 営業に関して法律上必要とされる許可・登録等がなされていること。

4 資格の有効期間

登録日 ～ 令和 2年3月31日

5 準市内業者としての登録要件

沼津市への登録営業所に2名以上の常駐職員が配置され、うち1人は技術者であること。

※準市内業者とは入札参加資格申請の登録営業所が沼津市内にあり、かつ主たる営業所（本社）が沼津市外にある業者をいう。

6 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請の際に必要な各種証明書は、申請書の提出日から**3ヶ月以内**に発行されたものに限ります。
- (2) 様式等は前年度から変更される場合があるため、沼津市ホームページから最新の申請書類をダウンロードしてください。
- (3) 提出書類及び沼津市との契約に関する情報は法令等に基づいて公開することがあります。
- (4) 申請に要する費用は申請者の負担とします。また、認定後の提出書類の返却は一切行いません。
- (5) 申請書類は提出書類一覧の順番に揃え、クリップ留めした後、A4-I Fフォルダ（色指定なし）に収納して提出してください。
- (6) 「様式1」の“担当者氏名”及び“担当者電話番号”欄には記載内容について説明できる方の氏名及び連絡先を記載してください。
- (7) 書類不備のものは、受付できません。書類の訂正は、修正液等を使用せず、実印による訂正印で行ってください。
- (8) 5市3町統一様式は、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆の国市、長泉町、清水町、函南町の共通様式ですが、提出書類については、各市町によって異なる場合がありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。
- (9) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。
- (10) 申請内容を審査の上、適格と認めた場合にのみ各登録日付で本市に登録します。

7 申請に必要な書類

別紙『沼津市競争入札参加資格審査申請提出書類一覧【測量・建設コンサルタント】』のとおり

8 資格の取消し

- (1) 入札参加資格の審査に係る申請（申請に必要な書類を含む。）に虚偽の申告があった場合、廃業した場合、前記「3 資格要件(2)」の許可等が取消された場合は、入札参加資格を取消します。

- (2) 税の滞納がある場合は、入札参加資格を認定できません。
- (3) 上記のほか、資格要件に欠格が生じた場合は入札参加資格を取消すことがあります。

9 問合せ先

沼津市 財務部 総務課 契約係

電話 : 055 - 934 - 4713 (直通)

沼津市競争入札参加資格審査申請提出書類一覧【測量・建設コンサルタント等】

○:必ず提出する

△:該当する場合

各書類は、A4判の用紙を使用してください。

No.	書類の名称	説明	提出区分
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	5市3町統一様式1-1、1-2、1-3 (3枚で1セット)	○
2	登録証明書(写)	営業に関して法律上必要とされている登録の証明書又は登録通知書	○
3	営業所一覧表	5市3町統一様式2(営業所が無い場合は不要) 登録する営業所を黄色のマーカーで色ぬりすること	△
4	測量等実績調査書	5市3町統一様式3 基準日以前の2年間の営業実績を記載	○
5	技術者経歴書	5市3町統一様式4	○
6	現況報告書(写)	地方整備局等で確認を受けた現況報告書(建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査業)の写し 現況報告書がない場合は、直前の事業年度の財務諸表(写)(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書)を提出	○
7	使用印鑑届	5市3町統一様式5	○
8	登記簿謄本等		○
	履歴事項全部証明書(写) (法人登記している場合) 代表者身分証明書(写) (個人事業者の場合)	法務局が証明するもの 代表者の本籍地の市町村長が証明するもの	
9	市税納税証明書(写) (市内・準市内業者は提出) (申請方法については市民課HPを参照)	沼津市長が証明する最新のもの (法人:法人市民税、固定資産税)(個人:市県民税、固定資産税) *市民課証明係(市庁舎1階)及び各市民窓口事務所にて発行	△
10	納税証明書	所管の税務署長が証明する最新のもの	○
	納税証明書その3の3(写) (法人登記している場合)	「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可)	
	納税証明書その3の2(写) (個人事業者の場合)	「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可)	
なお、国税の納税証明書は以下のURLから申請していただけます。 e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp			
11	委任状 (委任事業所がある場合)	契約権限等を年間委任する場合に必要 5市3町統一様式6	△
12	表明・確約書	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(沼津市指定用紙)	○
13	業者カード	沼津市指定用紙(綴じないで提出してください。)	○
14	測量・建設コンサル等登録及び希望業種調べ	沼津市指定用紙(綴じないで提出してください。)	○
15	下水道管路施設調査における従事状況調べ	建設コンサルタント「下水道」のうち、管路施設調査業務を希望する場合は必ず提出してください。(綴じないで提出してください。)	△
16	A4-IFフォルダ	A4サイズ。色指定なし。提出書類一式を収納してください。見出し部分に会社名等の記載は不要です。※フラットファイルではありません。	○

※各証明書は、入札参加資格審査申請書の提出日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。

※様式等は前年度と変更される場合があるため、沼津市ホームページから最新の申請書類をダウンロードしてください。

※事業協同組合で登録希望の方は、さらに「官公需適格組合証明書(該当する場合のみ)」「組合員名簿」「協同受注契約」「配分基準」を提出してください。(県などに提出した書類の写しでも可)

※市内業者とは、沼津市内に主たる営業所を有するもの、準市内業者とは、入札参加資格審査申請の登録営業所が沼津市内にあり、かつ、主たる営業所(本社)が沼津市外にあるものをいう。

営業に関して法律上登録が必要とされている業務(例)

業務の区分	登録等
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録
建築設計・設備設計・監理	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録
計量証明事業等	計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定に関する登録
登記手続等	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定による登録
その他のコンサルタント	官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。)